

Mini 2005  
上半期（9月期）

# Disclosure

YAMANASHI KENMIN SHINYO KUMIAI



山梨県民信用組合

## ごあいさつ

皆様方には、平素より私ども山梨県民信用組合に対しまして、格別なご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

このたび、平成17年度上期（平成17年4月1日から平成17年9月30日）における当組合の業績及び経営内容等についてまとめたミニディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌を通じて、当組合に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

当組合は、地域信用組合の特性を生かし地域経済社会に必要な、きめ細かな金融サービスに取り組み、全役職員一丸となって地域社会貢献に向け邁進する所存でございます。

今後とも、なお一層のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成17年11月

理事長 小泉正仁

## 預貸金等の状況

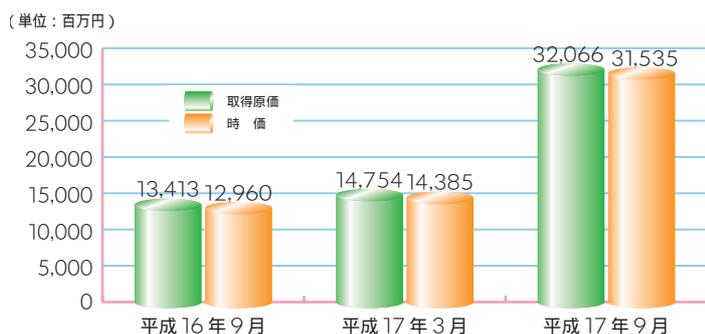
### 預貸金推移



■預金につきましては、年金獲得、個人ボーナス中心に活動し、その中でも年金振込預金者の預金増加は16年9月末に比べ93億円増加、年金振込先数についても2,163先の増加となりました。また、長引く景気低迷の影響により事業者預金等の落込がありましたが、公金預金が増加したことが要因となり17年3月末に比較して2,413百万円の増加となりました。

貸出金につきましては、「住宅ローン」「消費者ローン」等個人ローン中心に営業を行うとともに、中小企業者の資金ニーズに応えるべく、融資推進に努力してきましたが、長引く景気低迷の影響による資金需要が低調に推移したこともあり17年3月末に比較して2,974百万円の減少となりました。

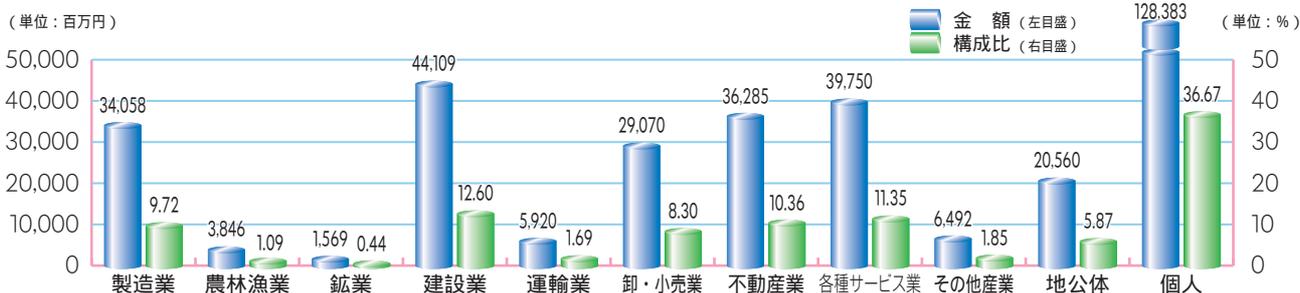
### 有価証券の取得原価、時価



■当組合では、お客様からお預けいただいた預金・積金を、上記ご融資のほか、安全第一を基本とした有価証券にて運用を行っております。

今年度上半期につきましては、貸出金が資金需要の低迷などにより伸び悩んだことなどから、国債等、安全性の高い債券を主体とし、前年度以上に積極的運用を図る方針から、残高が増加しました。

### 貸出金業種別構成比



## 損益の状況

### 業務純益・経常利益・当期純利益

景気については、緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、依然、中小企業には厳しい状況であり、貸出金が資金需要の低迷等から伸び悩んだことなどにより、引き続き厳しい収益環境となりました。

このようななかで、資金の効率的な運用に取り組み、また、お取引先企業への積極的な経営支援への取組みを進めたこと、及び経費削減等の経営の合理化・効率化などにより収益力の強化に努めた結果、業務純益は6ヶ月間で1,234百万円となりました。しかしながら、半期ではありますが、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用し通期分を前倒しして計上したため、当期純損失が288百万円発生しました。

(単位：百万円)

項目	平成17年9月期 (6ヶ月間の計数)	《参考17年3月期》 (1年間の計数)
業務純益	1,234	2,454
経常利益	754	△7,949
当期純利益	△288	△8,646

・17年3月期の実績は、16年度1年間の計数です。

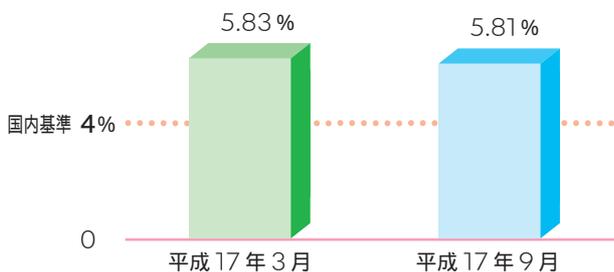
・17年9月期の実績は、17年4月から9月までの半年間の計数です。

(注) 貸出金の引当については、簡便な方法(下記「金融再生法開示債権の状況」欄における注意書きを参照して下さい)による自己査定実施後の計数により算出しております。

**【用語説明】** 『業務純益』……業務純益は、組合本来の業務での成果を示すものです。預金・貸出金・有価証券などの利息収支、手数料収支、国債等債権の売買の収支から、経費と一般貸倒引当金繰入額を控除したものです。

## 経営の健全性

### 自己資本比率

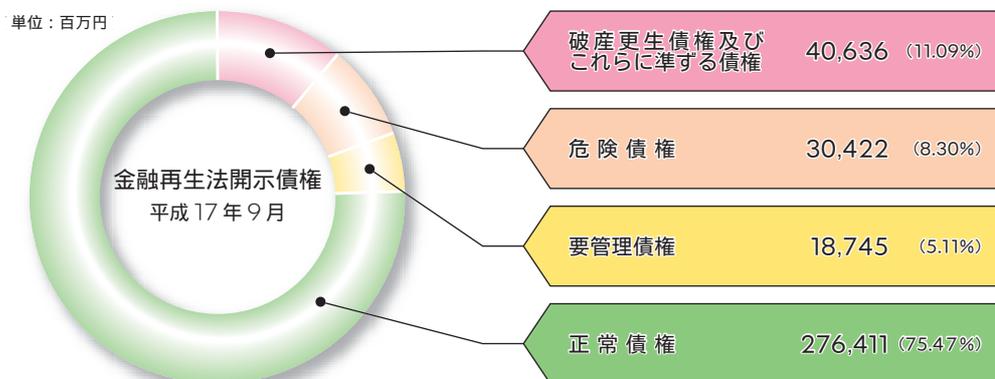


自己資本比率とは、金融機関の健全性を示す重要な指標です。当組合のように、国内のみで業務を行う金融機関は、国内基準である4%以上の自己資本比率を維持することが義務づけられております。平成17年9月末の当組合の自己資本比率は、国内基準である4%を上回っております。

今後とも、より一層の効率化を推進し、自己資本を充実させ、より強固な経営体質の確立を図るとともに、組合員および地域の皆さま方へのサービス向上に努めてまいります。

(注) 平成17年9月期につきましては、「損益の状況」欄の注意書きに基づいて算出しており、算出方法が3月末と異なるため、計数は連続いたしません。

### 金融再生法開示債権の状況



(注)

- 平成17年9月末の計数は、「金融機関の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類し、以下の簡便な方法により算出しております。従って、平成17年3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続していません。
- 平成17年9月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の金額は、同年3月末時点における債務者区分を前提とし、同年4月1日から9月末までの間に倒産、不渡り等の客観的な事実があった債務者について、当組合の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行っております。
- 平成17年9月末の「要管理債権」の金額は同年3月末時点における債務者区分を前提とし、同年4月1日から9月末までの間に、①新たに3ヶ月以上延滞となった債権、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」に区分変更になった債権を減算しております。

なお、債務者区分残高は平成17年3月末時点の残高を前提としていますが、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」については、同年3月に開示した大口上位20先の債権のうちそれぞれに該当する債権について、同年4月1日から9月末までの増減を反映させています。

また、同年3月末に開示した要管理債権のうち大口上位20先については、同年4月1日から9月末までの増減を反映させています。

- 計数の算出にあたり、平成17年度の不動産担保処分可能見込額の見直しは行っていません。

# 地域のみなさまと共に…

～地域社会の豊かさへの貢献と、地域との共生を目指します～

## 地域の中小企業へのご支援について

当組合は、組合設立以来の経営理念である相互扶助の精神を基本とし、豊かさへの貢献、地域との共生をモットーとして、地域社会への貢献に本業である金融業務において、積極的に取り組んでおります。

信用組合の「強み」である地域社会に密着した営業活動を生かし、創業・新事業の案件発掘に繋げ、また、事業者に対しては、事業の発展・再生に対する支援体制を強化し、地域経済の活性化のお役に立てるよう取り組んでおります。

当組合では、本年8月に、企業支援部門と融資審査部門を統合したうえで、担当職員を増員し、この取り組み体制の強化を図っております。

## 取引先企業に対する 経営相談・支援機能の強化

■中小企業へのコンサルティング機能、情報提供機能の強化に対する取り組みの一環として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が主催する「中小企業会計啓発・普及セミナー」を活用し、取引先企業等を対象とした「経営力を強化するための会計」についてのセミナーを4地区に分けて開催しました。

- 8月 郡内地区、峡東地区・西八地区
- 9月 巨摩地区、甲府地区



■商工団体等との連携強化と外部機関等の有効活用に向け、当組合のホームページにて、新規開業、独立創業、新分野への進出や事業の多角化などの経営支援制度に関するリンク情報を紹介しております。



## 地域の利用者の満足度を重視した金融機関の確立

地域利用者の利便性向上のため、当組合では利用者満足度を把握し、これを経営改善に活用するために、アンケート調査を実施しております。

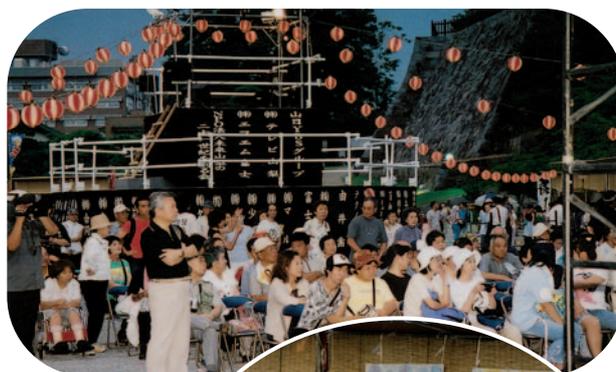
『お客様の声投函箱』を備え置き、アンケートにより、お客様の忌憚の無い意見をお寄せいただいております。（ホームページからの御利用も可能です。）このアンケート調査結果を踏まえて、経営改善に取り組むと共に、その取り組み内容をホームページ上で公表いたします。



## 地域再生推進のための 各種施策との連携等

地域経済の活性化に資する取組みが期待される中、地域全体の活性化を計画的に実施する「まちづくり」の視点を踏まえ、地方公共団体や商工団体と連携しつつ、地域再生推進のための取組みを積極的に実施しております。

平成17年7月29日～31日の3日間、観光立県・県都甲府市の活性化イベント甲府城夏祭り（甲府商工会議所等主催、山梨県・甲府市等後援）に協賛し、資金供給支援・職員派遣の応援をいたしました。



## 地域貢献活動

当組合は、「しんくみの日（9月3日）」週間を中心に、年間を通して環境美化・保護に取り組んでいるほか、スポーツ振興、社会福祉等、さまざまな分野において地域社会にお役に立てるよう努めております。

地域貢献活動状況についての情報開示を充実させることにより、組合員や地域住民による当組合の経営内容に対する評価、理解を容易にし、より質の高いリレーションシップバンキングの展開を目指します。

### 【しんくみの日週間の取り組み】

9月1日～7日の「しんくみの日週間」では、各営業店周辺・公共施設の清掃、及び甲府駅周辺・平和通りの一斉清掃を行い、職員765名が参加いたしました。また、9月1日～30日の一ヶ月間にわたり献血運動を実施し、役職員322名、組合員103名、計425名が参加いたしました。また、古切手を収集し、社会福祉協議会へ寄付いたしました。



### 【イベント等の開催、地域行事への参加・協賛】

各地区毎に、野球・バレーボール・ゲートボール大会を開催しております。また、地域のお祭り、盆踊りなどの行事へ参加・協賛するなど、地域に密着した活動を行っています。



## 店舗統廃合について

平成16年2月16日の合併以来、同一地区における重複店舗の解消等、業務の効率化を図るため、店舗の統廃合を進めてまいりましたが、本年度も9月16日から11月18日にかけて、12店舗の営業を終了し、近隣の店舗に統合させていただきました。お客様には、何かとご不便ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承頂きますようお願い申し上げます。

廃止店舗	継承店舗	廃止店舗	継承店舗
八代支店	御坂支店	小淵沢支店	長坂支店
山梨南支店	山梨支店	石和南支店	石和支店
明野支店	須玉支店	太田町支店	南支店
三ヶ峠支店	都留文大前支店	緑ヶ丘支店	北支店
国母支店	南西支店	田富西支店	田富支店
里吉支店	南口支店	櫛形北支店	櫛形支店

# 地域密着型金融の推進に関する新アクションプログラム

当組合では、リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムのもと、平成15年4月～17年3月までの2年間を『集中改善期間』と位置付け、「間柄重視の地域密着型金融」の機能強化を図り、地域経済の活性化に取り組んでまいりました。担保や保証に依存しすぎない融資の促進、創業や事業再生支援への取り組み態勢の強化に努めてまいりました。

新たに策定した地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラムに基づき、平成17年度、18年度の2年間について『重点強化期間』とし、「地域密着型金融」の更なる追求を目指します。

〈1. 事業再生・中小企業金融の円滑化〉〈2. 経営力の強化〉〈3. 地域の利用者の利便性向上〉に沿って、今後の取り組み内容等を掲載いたしますのでご高覧下さい。

## 新アクションプログラムへの取組み『地域密着型金融の推進計画』

個別項目	計 画		実施スケジュール	
	取組方針及び目標	具体的取組策	17年度	18年度
<b>1. 事業再生・中小企業金融の円滑化</b>				
<b>(1) 創業・新事業支援機能等の強化</b>				
○融資審査態勢、新事業支援の強化及び外部機関との連携強化等	創業・新事業に資する情報の提供や成長段階に応じた適切な支援ができるよう、融資審査能力を向上させるとともに、将来性のある案件の発掘に取組む。	信用組合の「強み」である地域社会に密着した営業活動を生かし、営業系の訪問日誌を活用して、創業・新事業の案件発掘に努める。また、起業家に対して具の制度融資、政府系公庫融資等有利な条件の資金調達方法を積極的に紹介するとともに、融資の実現に結びつく支援を行う。さらに、内外の研修及び商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫との連携を生かし、これらの金融機関との協調融資に積極的に取り組めるような専門的技術に対する審査能力を向上させる。	・案件発掘のために、営業系の訪問日誌を活用し、既存取引先からの情報収集を行う。 ・全国信用協同組合連合会、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、山梨県商工会連合会等との連携による案件の採り上げ。 ・融資審査能力向上のため全国信用協同組合連合会主催の研修会への参加 ・関東経済産業局主催の産業クラスターサポート金融会議への参加	・案件発掘のために、営業系の訪問日誌を活用し、既存取引先からの情報収集を行う。 ・全国信用協同組合連合会、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、山梨県商工会連合会等との連携による案件の採り上げ。 ・融資審査能力向上のため全国信用協同組合連合会主催の研修会への参加 ・関東経済産業局主催の産業クラスターサポート金融会議への参加
<b>(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化</b>				
① 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層強化	・経営指導の取組みを強化して変化が速い顧客ニーズに対応できる態勢と取引先経営者の資質等を把握する。 ・リレーションシップバンキングの持続可能性の追求について商工団体等との連携強化と外部機関等の有効活用に向け、当組合のホームページサイトで企業再生支援に向けた取組みと企業支援のための行政が取り組んでいる小規模事業者の創業と経営革新支援制度の現状を紹介する。	・中小企業庁の政策事業である「中小企業の会計普及セミナー」は、貸し手である金融機関においても、取引先企業の経営力を強化するための会計実践講座について継続して共催に取り組む。 ・商工団体等との連携強化と外部機関の有効活用の推進。	・17年度「中小企業会計啓発・普及セミナー」募集実施。 8月24日⇒郡内地区 8月30日⇒峡東・西八代地区 9月9日⇒巨摩地区 9月13日⇒甲府地区 ※各地区の参加人員は50名 ・中小企業支援センターの情報収集の推進	・18年度「中小企業会計啓発・普及セミナー」募集共催。 ・中小企業支援センター積極的活用。
② 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	企業側が金融機関に期待しているのは「コンサルティング機能・情報提供機能」のみならず、優先する要望は資金繰りの支援が多数を占めることから、融資審査に必要な「目利き能力」のほか、分析力と提案力を重視した研修計画導入に向けた要請を中央機関に行う。	外部研修の導入にあたっては、事業再生に関する人材の育成を目的とした研修計画に積極的に参画する。	・改善可能性をより的確に判断する各種研修に融資部及び営業店職員を積極的に参加させ、スキルアップを目指す。	・融資審査担当者のスキルアップのさらなる充実の方法として、業種別目利き審査研修会のコンサルタント専門機関の選択により、実施計画を進める。
③ 要注意先債権等の健全化債権等に向けた取組みの強化	・対象企業の情報をより多く迅速に入手して早急に対応するために、組織体制の見直しを行い、本部関連部署相互および営業店との連携を強化する。 ・不良債権比率の改善を図る。	・融資審査関連部門との連携を強化するために、企業支援部を融資部へ併合し担当者を増員する。 ・対象企業へ人材を派遣する。 ・個人情報保護法、コストの分担及び契約関係を研究したうえで、外部コンサルタントを活用する。 ・不良債権比率の改善を図る。	・企業支援部を融資部へ併合し、専任者を増員する。 ・営業店の指導を強化する。 ・監査法人、中小企業支援協議会との情報交換により経営改善支援のノウハウの吸収を図る。 ・外部コンサルタントの活用方法を検討する。 ・対象企業へ人材を派遣する。	・監査法人、中小企業支援協議会との情報交換を継続し、支援スキルの一層の向上を図る。 ・債権者の内容によっては外部コンサルタントを紹介し、より踏み込んだ経営改善を図る。 ・対象企業へ人材を派遣する。
④ 健全債権化等の強化に関する実績の公表等	・要注意先債権等の健全債権化等の強化に関する実績の公表および公表内容の拡充について検討して取組むこと。取組み先の改善可能性をより的確に判断するための知識向上を目的とした各種研修会へ積極的参加する。 ・営業店職員のスキルアップ推進を徹底し、支援体制の整備状況と支援実績についてディスカッション誌・ホームページ等により公表する。	実績内容の項目 ① 支援体制の整備 ② 経営改善支援取組先数 ③ 債務者区分のランクアップ数	実績公表 ・支援体制の整備状況 ・経営改善支援取組先数 ・債務者区分のランクアップ先数	実績公表 ・支援体制の整備状況経営改善支援取組先数 ・経営改善による債務者区分のランクアップ先数
<b>(3) 早期事業再生に向けた積極的取組み</b>				
○事業再生に向けた積極的取組み及び外部機関の事業再生機能の一層の活用	様々な経営改善手法については今後もノウハウ習得のための研究を継続していくが、主として前年度と同様に中小企業再生支援協議会への申込み件数を増やすこと、当組合担当者、債務者及び外部コンサルタントによる経営改善計画の策定作業を中心に取組んでいく。	・中小企業再生支援協議会に対する経営者の認識を強くさせる。 ・同協議会実務者連絡会（第1回会議開催済み）を主に、継続的な情報交換を通して中小企業再生支援協議会との連携の強化を図る。 ・債務者の営業力強化のため外部コンサルタントの導入を検討する。	・担当部署を増員し、対応内容に応じた担当者配置する。 ・外部コンサルタントの活用方法を検討する。 ・中小企業再生支援協議会への申込み件数を増加させる。 ・経営支援先の改善計画の策定と進捗状況の管理。 ・支援対象債務者の追加選定	・債務者の内容によっては外部コンサルタントの導入を提案。 ・中小企業再生支援協議会への申込み件数を増加させる。 ・経営支援先の改善計画の策定と進捗状況の管理。 ・支援対象債務者の追加選定
<b>(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等</b>				
① 不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法拡充	キャッシュフローのモニタリング等を重視し、不動産担保・保証（特に第三者保証）に過度に依存しない融資審査態勢を確立し、また、ローンレビューの手法について検討する。今後において財務制限事項やスコアリングモデルの活用についても研究する。また、融資担当者の更なる融資分析力の向上を図る。	融資部は、信用情報の蓄積と定量・定性情報の適切な評価による融資審査に努め、企業が有する技術力、市場、成長性等を見極め、企業や事業そのものの収益性を分析した融資を行う。また、政府系金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫・商工組合中央金庫）及び山梨県信用保証協会等を活用していく。融資担当者研修により、融資分析力向上を図ると共に、財務制限事項やスコアリングモデルについては、情報収集を行う。	・保証協会付売掛債権担保融資の推進 ・TKCローンの研究を行う。 ・ポートフォリオ管理の研究を行う。	ローンレビューの実践（融資実行後の取引先の業況、財務内容、収益性を定期的にチェックすることにより、積極的な債権管理を行う）
② 中小企業の資金調達手法の多様化等に向けた取組みの推進	・建設業を中心に信用保証協会付の売掛債権担保融資について積極的に取り組む。 ・全信中協等より情報収集を行い、資金調達手法の多様化について研究を行う。 ・ポートフォリオ管理の研究を行う。	不動産を中心とした担保以外に動産・債権譲渡担保融資に取り組む。企業の資金調達手法を広げます。また、株式会社TKCとの連携によるTKC戦略経営者ローンについての具現化への研究を行う。	・保証協会付売掛債権担保融資の推進 ・TKCローンの研究を行う。 ・ポートフォリオ管理の研究を行う。	・継続して前期の取組を推進する。
<b>(5) 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化</b>				
○「説明責任ガイドライン」を踏まえた説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化	・監督指針の「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談・苦情処理機能」の改正に伴い、改正内容の検討を行い、規程の整備に取り組む。 ・顧客が理解しやすい説明方法を営業店において徹底させ、営業店において顧客への説明態勢の強化に取り組む。	・顧客保護、顧客の誤認防止のための説明内容を再検討したうえで、顧客への説明態勢に係る規程の整備に取り組み、説明態勢の周知徹底を図る。 ・法令の趣旨を踏まえた貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約に関する勉強会を実施する。 ・苦情・トラブル事例を取りまとめた一覧表を営業店に還元し、再発防止に努める。	・顧客への説明態勢に係る規程を整備し、説明態勢を強化する。 ・規程の整備完了後、説明会を行ない、周知徹底する。 ・顧客が理解しやすい説明態勢に取り組むために、貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約に関する勉強会を実施する。 ・苦情・トラブル事例を取りまとめた一覧表を営業店に還元し、再発防止に努める。	・顧客への説明態勢見直しを行う。 ・前年度と同様に顧客が理解しやすい説明態勢に取り組むために勉強会を実施する。 ・前年度と同様に、引き続き苦情・トラブル事例を取りまとめた一覧表を営業店に還元し、再発防止を図る。
<b>(6) 人材の育成</b>				
○企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力（目利き能力）、経営支援の能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組み	「財務分析力」「経営管理分析力」の強化を図り、与信判断力の向上に努める。また、事業再生・支援ビジネスに取り組むことにより、更なる企業分析力・目利き能力の向上を図り、融資セールス力をアップする。目利き能力向上の為に、内部研修・外部研修を積極的に受講する。	本部職員・営業店職員のスキルアップのため、全信中協・山信協主催の外部研修に参加していく。また、融資部は、業種別審査担当者の育成、融資事例の共有化等に取り組む。営業店担当者の育成に努める。更に、外部講師を招いて融資担当者研修会を開催し、企業分析力の向上に努め、顧客向け各種セミナーへの融資担当者の積極参加も促す。	・山梨県信用保証協会による保証審査・事務能力向上のための勉強会を4月に開催。 ・日本経営センターより外部講師を招き、目利き能力向上の為、融資担当者研修会を7月より開始。月2回開催。8月・顧客向け「中小企業会計啓発・普及セミナー」への参加。融資担当者研修会を下記2回開催。10、11月・事業再生・支援ビジネスの事例研究	・継続して前期の取組を推進する。

個別項目	計 画		実施スケジュール	
	取組方針及び目標	具体的取組策	17年度	18年度
<b>2. 経営力の強化</b>				
<b>(1) リスク管理態勢の充実</b>				
○バーゼルII（新BIS規制）の導入に備えたリスク管理の高度化等	適正な自己査定及び償却・引当、リスク管理態勢の再検討を行い、リスクの予測・回避・損失予測・損失に対する資本政策などリスク管理委員会・ALM部会で検討・検証を実施し、総合的なリスク管理態勢の構築を行う。	・内部格付制度の確立 ・ディスクロージャの強化・内部データベースの整備 ・営業店での与信管理者の人材育成	・信用リスクデータベース（CRD）の導入の検討を行う。 ・ディスクロージャの強化を図る。 ・内部データベースの整備の検討を行う。	・SKC内部格付制度導入の検討を行う。 ・信用リスクデータベース導入の検討を行う。
<b>(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上</b>				
① 管理会計を活用した業績評価に基づく業務の再構築等	高収益体質の実現とは管理会計の整備を意味するものと解釈しますが、それに必要なコスト・リスクの定量化を行う。 ・業務純益の増加を図る。 ・自己資本比率のアップを図る。	・店舗別業績評価の実施。 ・職員の業績評価制度の検討を行う。 ・リスク管理委員会・ALM部会を活用し、経営・営業戦略を策定する情報を提供し、戦略遂行の結果を検証できる体制を構築する。 ・今期末の業務純益を対前期比で20%程度の増加を図る。 ・今期末において自己資本比率を6%台の確保をする。	管理会計に則った経営戦略の構築・個別戦略の立案の検討を行う。 ・リスク管理委員会・ALM部会の活用による再検討を行う。	・店舗別業績評価の実施・職員の業績評価制度の導入。
② 信用リスクデータの蓄積と内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	当組合の中小零細企業取引先に見合った融資金利設定のために内部基準の整備に取組む。	顧客企業の事業拡大による、当組合の融資増加対策と顧客企業の健全性向上による、内部格付けのランクアップを目的とした、信組情報サービス機能の研究と活用を積極的に進める。	正常先、要注意先のリスクに見合った、融資申込み案件毎の貸出金利引上げについて、営業店が対応できる説明会を実施し、収益改善に取組む。 ・融資金利設定のために内部基準の整備に取組む。	・貸出金利引き上げにかかる取引先毎の個別折衝の取組みを開始する。 ・内部格付制度の導入および金利設定のための内部基準を設定する。
<b>(3) ガバナンスの強化</b>				
① 半期開示の実施と内容の充実	資産の評価および償却は、自己査定結果を踏まえ、商法、企業会計原則等、当組合が定める償却・引当基準に沿って実施することとされている。仮決算（半期）においても自己査定の実施によって償却・引当額を算出することが望ましいとされている中、当組合の取組方針としては、内部事務負担を考慮したうえで、合理的と認められる自己査定の簡便な方法例『金融再生法ベースのカテゴリーによる開示』に基づいて、態勢整備を図る。	組合の経営実態開示取組方針を理事会で検討して実現可能性の追求。	半期開示にかかる態勢整備に向けた取組みを推進するために担当部署における検討部会を設置する。	経営計画進捗状況及び半期決算の公表の内容を充実して、半期開示の実施に取組む。
② 総代に一般の組合員の意見を反映させる仕組み等、総代会の機能強化に向けた取組み	・総代選挙規約をディスクロージャー誌に掲載する。 ・営業店毎、或いは、地域ブロック毎に総代の集い（仮称）を開催して、意見交換の場を設定し、組合の経営に反映させる仕組みを整備し機能強化を図る。 ・総代会の仕組み、機能、総代の役割等をディスクロージャー誌に掲載する。 ・総代会選挙手続および総代会氏名をディスクロージャー誌で開示。	・営業店毎、或いは、地域ブロック毎に総代の集い（仮称）を開催して、意見交換の場を設定し、組合の経営に反映させる仕組みを整備し、総代会の機能強化を図る。	・地域ブロック毎（営業店ブロック）に総代の集い（仮称）を年度ベースで開催することにより、地域の特徴と当組合の満足度の実態を確認し、これを当組合の経営に反映させる仕組みを整備し機能強化に取組む。	・総代会選挙手続・総代会氏名・総代会の仕組みの開示・機能、総代の役割等をディスクロージャー誌で開示。 ・ブロック別総代の集い（仮称）の取組みを実行する。
<b>(4) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化</b>				
① 法令遵守状況の点検強化等	法令遵守に対する意識強化を図り、法令違反や不祥事件の発生の未然防止に取組む。	・監査部（法務監理課・監査課）で臨店指導を実施し、コンプライアンスの認識強化を図る。 ・監査部（監査課）の臨店監査においてコンプライアンスの取組み状況のチェックを行う。 ・本部・営業店は、毎月1回以上のコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の意識を徹底する。 ・不祥事件の未然防止・再発防止に努める。	・コンプライアンスの認識強化のために臨店指導を行い、コンプライアンスの周知徹底を図る。 ・臨店監査で、コンプライアンスの遵守状況のチェックを行う。	・前年度と同様に引き続き、コンプライアンスの認識強化のために臨店指導を行い、コンプライアンスの周知徹底を図る。
② 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保	・個人情報の保護に関する法律等の関連法令等を遵守し利用し、取扱う個人情報の適切な保護と活用を図る。 ・個人情報の漏洩防止のために組合内の情報管理の強化を図る。	・当組合の個人情報保護方針と個人情報保護宣言の主旨を周知徹底すると共に、従業員に法令等遵守の認識強化を図る。 ・個人情報の漏洩防止のために、監査部による個人情報管理状況の臨店監査を行う。 ・漏洩防止のために、記録媒体、紙媒体等の管理方法を指導していく。 ・記録媒体、紙媒体等の保存期間の周知徹底を行う。	・漏洩防止のために、記録媒体、紙媒体等の管理方法を指導していく。 ・記録媒体、紙媒体の保存期間の周知徹底を行う。 ・個人情報管理表の整備を行う。個人データの取扱状況の点検・監査を実施し、個人情報の漏洩防止に努める。	・漏洩防止のために、記録媒体、紙媒体等の管理方法を見直ししていく。 ・個人データ管理表の見直しをする。 ・前年度と同様に、引き続き個人データの取扱状況の点検・監査を実施し、個人情報の漏洩防止に努める。
<b>(5) ITの戦略的活用</b>				
○ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用、リスク定量化等ITを活用したリスク管理の高度化	リスクの定量化を図るためにALMシステムの導入を決定し、信用格付制度等の新システム導入の検討を継続的に併行しリスクを定量化し、経営方針・営業方針との整合性を調整しながら、リスク管理の高度化を図り、戦略的に活用できるよう検討しに行く。	・ALMシステム導入後の運用方法の検討を行う。 ・導入済システムの活用方法の再検討を行う。 （あのネットーお客様生活設計のアドバイザーや事業の経営判断などの情報提供） ・インターネットバンキングの充実強化。 ・SKC信用格付制度の導入検討の実施。 ・延滞管理システム等（SKC管理システム）の導入の検討。	・SKC信用格付制度の導入検討会の実施。 ・延滞管理システム等SKC管理システムの導入検討会の実施。	・SKC信用格付制度の導入の実現。 ・ALMシステム導入の実現。
<b>3. 地域利用者の利便性向上</b>				
<b>(1) 地域貢献等に関する充実した分かりやすい情報開示</b>				
	組合員や地域利用者の利便性を向上し、信託を確保するためにも、財務内容や地域状況等についての充実を図るとともに個性的かつ分かりやすい情報の提供を目指す。	①地域中小企業者に対する融資状況 ②地域預金者の資金の活かせ方 ③当組合の財務状況 ④取引先に対する支援状況 ⑤地域貢献に関する当組合の経営姿勢 ⑥文化的・社会的貢献活動→公表方法はディスクロージャー誌に分かりやすく解説し、ホームページにも掲載する。	・地域中小企業者に対する融資状況および地域預金者の資金の活かせ方について開示内容の改善・充実につとめて公表。 ・財務状況の公表。 ・取引先に対する支援状況の公表。 ・文化的、社会的貢献活動の公表。	・地域中小企業者に対する融資状況および地域預金者の資金の活かせ方について開示内容の改善・充実につとめて公表。 ・財務状況の公表。 ・取引先に対する支援状況の公表。 ・文化的、社会的貢献活動の公表。
<b>(2) 地域利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立</b>				
	① 「お客様アンケート」用紙の備付場所→店頭・ATM ② 利用者が投函する【お客様の声投函箱】設置（17年6月） ③ 営業係の訪問時における調査は店長の裁量で実施。 ④ 週毎に「経営企画課」で取り纏めて集計作業を行う。 ⑤ 経営企画課はアンケート調査結果を業務運営の改善に活用するために分析委員会による改善策を纏め結果は役員会に報告し改善行動を開始。 ⑥ アンケート調査結果に基づいて改善した事項の公表。 ⑦ インターネットサイトでも「お客様アンケート」コーナーを設けて広く情報収集する。	・一般アンケート結果を踏まえ経営方針へ反映するための専門部会を発足し評価に取組む。 ・利用者（借り手企業）から見た評価に関するアンケート調査について取組む。	・一般アンケート調査結果を踏まえ経営方針へ反映するため改善に取組み、実行した内容をホームページ上で公表する。	・一般アンケート調査は、前年度と同様に引き続き実施して、経営改善に活用する。 ・利用者（借り手企業）から見た評価に関するアンケート調査方法について検討して地域密着型金融に向けた取組みを開始する。
<b>(3) 地域再生推進のための各種施設との連携等</b>				
	・地域におけるPF（プライベート・ファイン・インフラ）を盛り上げる。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金・経営能力および技術的能力を活用する取組みへの取組み支援や街再生施設に係る支援について積極的な情報を収集して取組む。 ・県政出張講座への積極参加「山梨県が重点的に取組んでいる重要な施設や県民の関心が高い事項をテーマに出張講座を開講」して社会情勢に対応できる地域金融機関を目指す。	・当組合全体がコーディネーターとなって「まちづくり」を盛り上げる。それら事業への資金供給支援等の協賛を積極的に推進し、ホームページ、ディスクロージャー誌、各種セミナー等を通しての情報発信。	・観光立山梨県、県都甲府市の活性化イベント「甲府城夏祭り（甲府商工会議所等主催）山梨県、甲府市等後援」の協賛（7月29日～31日）資金供給支援・職員を派遣。 ・平成17年度山梨県講演会事業に参加「県政出張講座東海地震の影響と対策」7月7日開催 役員100名出席し、地域との連帯意識を高揚。	・前年度と同様に引き続き実施するとともに、地域経済の活性化に資する取組みについては、地域再生推進の連携要請情報収集を行ない、積極的に参加する。

## 個人情報保護について

平成 17 年 4 月 1 日より、『個人情報の保護に関する法律』（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等の関係法令等が全面施行されました。

当組合でも、個人情報保護の重要性に鑑み、この法令等を遵守して、お客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めております。

また、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止など安全管理のため、組織的及び技術的安全管理措置を講じ、適正に管理するとともに、役職員には必要な教育と監督を、さらに業務委託先には個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めております。

当組合では、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）及び個人情報保護宣言（プライバシーステートメント）をホームページに常時掲載するとともに、窓口にも掲示することにより公表しております。

## 家計診断シート『あのねット』について

### 「あのね？」とお気軽にご相談ください。

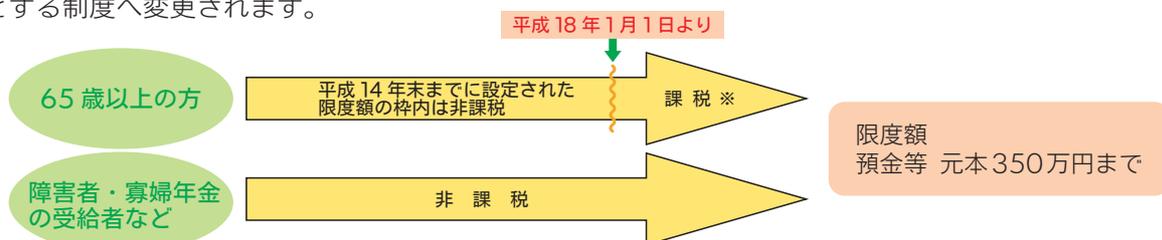
当組合では、地域の皆様の生活の安定・向上の支援を目的に、しんくみ総合センターシステムを利用した「あのねット」を活用しています。お客様の生活設計に役立つ情報を提供いたします。ご相談または直接、診断用紙にご記入いただき、後日、その詳しい診断結果をお届けするご相談サービスの新しいスタイルです。

1. 家計診断シミュレーション（お客様の家計診断のお手伝い）
2. 年金受給額のシミュレーション（お客様の年金受給額の試算）
3. ライフプランのシミュレーション（教育・結婚・住宅購入等の資金情報）

※現在、上記 3 項目についての診断を行っていますが、順次、「資産運用」、「介護に関する情報」また、企業向けとして、「中小零細企業を対象としたネット上でのビジネスマッチング」、「福利厚生支援」、「経営診断」等のサービスを追加する予定です。

## マル優制度の改正について

マル優（老人等の少額貯蓄非課税制度）の利子非課税制度は、平成 18 年 1 月 1 日から「身体障害者手帳の交付を受けている方」「各種遺族年金を受給されている方」「各種寡婦年金を受給されている方」などを対象とする制度へ変更されます。



※「65 歳以上」の資格要件で本制度をご利用の方のうち、「障害者等」に該当する方につきましては、平成 17 年 12 月 31 日までに「障害者等確認申請書」を当組合にご提出いただきますと、平成 18 年 1 月 1 日以降も非課税の適用を受けることができます。詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。



写真提供：山梨県観光物産連盟



山梨県民信用組合

本部 〒400-8691 山梨県甲府市相生一丁目 2 番 34 号  
TEL (055) 228-5151 (大代表) FAX (055) 228-5106  
<http://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>